

尾張旭市企業版ふるさと納税マッチング支援委託業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、尾張旭市企業版ふるさと納税マッチング支援委託業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、尾張旭市（以下「市」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、市が受託者に委託する本業務について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、事業実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が、事業者から提出された企画提案書を審査し、要件を満たしている事業者を選定する。

3 委託業務名等

(1) 業務名

尾張旭市企業版ふるさと納税マッチング支援委託業務

(2) 業務内容

別添「尾張旭市企業版ふるさと納税マッチング支援委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 見積限度額（委託料）

(1) 委託料の算定は、完全成功報酬型とし、申込者が本市に寄附を行う企業を紹介したことにより企業版ふるさと納税の寄附が成立した場合に限り、委託料が発生するものとする。

(2) 委託料は、寄附額を基準とし、契約時の委託料率によって算定する。ただし、申込者が業務遂行に必要とする経費は、契約時の委託料率に全て含むものとし、市が別途負担することはない。

(3) 委託料率の上限は、当該寄附額の10%（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

(4) 以下の場合は、事業者が関与した企業であっても委託料は発生しないものとする。

ア 他の事業者による取次ぎにより寄附が成立した場合

イ 寄附を行う見込みのある企業が市へ直接寄附の申出を行った場合

ウ 市の既存ネットワーク（連携協定先など）を通じて寄附が成立した場合

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は以下の要件

を全て満たす者とする。

- (1) 企業版ふるさと納税に精通している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていない者
- (5) 保有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者
- (6) 尾張旭市指名停止取扱要領（平成12年）による指名停止又はそれに準ずる措置を受けていない者
- (7) 国税又は地方税について滞納していない者
- (8) 令和2年度から申込時点までに、地方公共団体から受注した企業版ふるさと納税におけるマッチング支援業務について実績がある者
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人ではない者

6 選定日程

内 容	日 程
公募開始（市ホームページ掲載）	令和8年5月 8日（金）
質問受付期間	令和8年5月 8日（金）から 令和8年5月15日（金）まで
質問回答期日	令和8年5月20日（水）
参加表明書等提出期限	令和8年5月27日（水）まで
書面審査	参加表明書等の受付後、2週間程度
審査結果	書面審査後、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに通知
契約協議、締結	審査結果通知後、契約に向けた協議を行い、 整い次第、契約を締結 （令和8年5月下旬から6月上旬までを予定）

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 参加資格確認書兼誓約書（様式2）
- (3) 業務実績（様式3）
- (4) 企画提案書（任意様式）
- (5) 質問書（様式4）
- (6) 辞退届（様式5）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式4）に記入し、企画部企画課に令和8年5月15日（金）までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和8年5月20日（水）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問の内容によって公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
①参加表明書	様式1	1部
②参加資格確認書兼誓約書	様式2	
③業務実績	様式3	
④企画提案書	任意様式	

(2) 提出方法

PDF形式により、下記電子メールアドレス宛てに提出すること。

※ メールでの提出後、電話により書類等を提出した旨を尾張旭市企画部企画課に連絡すること。

(3) 提出先

尾張旭市役所企画部企画課

電子メールアドレス：kikaku@city.owariasahi.lg.jp

電話番号：0561-76-8104

(4) 提出期限

令和8年5月27日（水）まで

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(5) 提出に関する留意事項

ア 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

イ 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された書類は返却しないものとする。

エ 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。

オ 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。

カ 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

キ 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第

7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。

ク 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

任意様式：1部

(2) 提出に関する留意事項

ア 仕様書を踏まえた具体的な支援内容を記載すること。

イ 委託料率が一律でない場合は、その内容を記載すること。

ウ 図、絵、写真等の使用は可とする。

エ 様式規格は、A4縦又は横（A3規格の折込可）とし、最大20ページとする。

11 辞退

参加表明書（様式1）提出後、やむを得ず申込みを辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式5）を直接持参すること。なお、市は辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いをしない。

12 審査方法と評価基準

- (1) 本業務に係る審査方法は、書面審査とする。審査の評価項目及び視点は、以下のとおり

評価項目	視 点
①参加資格	参加資格を全て満たしていること
②手法	仕様書の要件を満たした上で、自社のノウハウやネットワークを生かした寄附の増加及び継続寄附の獲得のための手法が提案されていること
③実現性	企業へのアプローチ方法や寄附を行う見込みのある企業の開拓方法が、市の特色及び地方創生事業を踏まえた効果的な提案であり、各種法令等を遵守した実現性の高いものであること
④実施体制	寄附者情報の適切な管理や本業務の従事者数、業務フロー等を有していることなど、提案された取組が確実に実施される業務実施体制が整備されていること
⑤実績	他自治体で同様の業務を受託した実績があり、企業版ふるさと納税による寄附の獲得実績があること

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、審査終了後に参加者全員に対し速やかに書面で通知する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

13 契約の締結

- (1) 市は、審査後、要件を満たす参加者と当該業務について協議を行い、協議を整理し、次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。協議が整わない場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、参加者に生じた損害について、市は一切の責を負わないものとする。
- (2) 契約に当たっては、参加者決定後の打合せにより、改めて正式見積の積算及び提出を求め、契約を締結する。
- (3) 契約保証金は免除する。

14 次年度以降における受託希望

市が本業務を次年度以降も継続して実施する場合には、改めて募集を行うものとする。参加者が次年度以降の継続的な受託を希望する意思を参加表明書（様式1）にて示した場合、以下の条件に基づき、次回以降の募集において当該参加者が申込みを行ったものとみなすとともに、当該参加者からの参加表明等の提出を不要とする。

- (1) 実施要領の内容は、本要領と同一のものとする。ただし、「9 参加表明等」に規定する提出期限及び仕様書の「3 委託期間」は、次回以降の実施要領の内容に読み替えるものとする。
- (2) 参加表明書の内容は、本要領における参加表明書（様式1）と同一のものとする。なお、委託料率の見積りについても同一の率とする。
- (3) 企画提案書の内容は、本要領における企画提案書（任意様式）と同一のものとする。

15 その他

本業務の実施に当たっては、企業版ふるさと納税制度の趣旨や留意事項（寄附を行った法人に対する経済的な利益の供与の禁止等）を踏まえ、関係法令を遵守するものとする。

16 連絡先

尾張旭市役所企画部企画課企画係

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8104

電子メール：kikaku@city.owariasahi.lg.jp